

第 370 回(令和 7 年 2 月)定例会

各会派提案意見書案

番号	件 名	提出会派
意1	再生資源物の屋外保管に係る法整備を求める意見書	自民
意2	学校へのスクールカウンセラー等の配置拡充を求める意見書	自民
意3	災害ボランティア活動に係る支援制度の充実を求める意見書	維新
意4	「授産品」の用語を行政機関で使用しないことを求める意見書	維新
意5	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書	公明
意6	警察学校における老朽化した施設の整備や空調設備設置の加速化を求める意見書	公明
意7	阪神・淡路大震災 30 年の取組を踏まえた大規模災害対策の更なる充実を求める意見書	県民
意8	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書	県民

意見書案 第 号

(自由民主党)

再生資源物の屋外保管に係る法整備を求める意見書

国は、平成 29 年の廃棄物処理法の改正により、本来の用途での使用が終了した電気電子機器のうち有害な特性を有する機器の保管または処分を業として行う者に対し、知事への届け出や保管・処分等の基準順守を義務付ける「有害使用済機器保管等届出制度」を創設した。しかしながら、本制度の規制対象は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）に限定されており、近年、その規制対象でもなく、また、廃棄物でもないため廃棄物処理法等の規制を受けない、いわゆる再生資源物の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等の生活環境保全上の問題が生じている。

また、以前は輸出可能であった配電盤や電源装置等の大型電子機器等を規制の対象とするとともに、その対象範囲を法令上に明確に規定するなど、平成 30 年のバーゼル法改正に伴い不適正輸出への対策が強化された。このため、輸出前に破碎等の処理を行うことで規制を回避し、乱雑な作業を行う不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出しているとの指摘や、すでに再生資源物の保管に関する規定を設ける条例を制定している一部の自治体から、条例が制定されていない自治体へ不適正なヤード業者が事業場を移転するなどの恐れも指摘されている。

こうした「不適正ヤード」問題については、国においても自治体・事業者等の実態把握に努めるとともに、現行制度の運用状況や課題、新たな規制の在り方について議論するためのヤード環境対策検討会を開催するなどの対応が進められているところではあるものの、規制の緩い地域へ事業者が拠点を移す事例を鑑みれば、各自治体での条例等による規制ではなく、廃棄物処理法の見直しや厳格な適用、国による法律等での一律的な規制が求められるところである。

よって、国におかれては、現行法制度における規制対象外の再生資源物の屋外保管に係る法整備と、再生資源物の保管または処分を業として行う者に対する許可制度の創設を早急に進め、国民の安全安心な生活環境の保全を図るよう取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

学校へのスクールカウンセラー等の配置拡充を求める意見書

昨今の子どもたちを取り巻く情勢は、貧困や教育格差等のほか、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど複雑化かつ多様化しており、学校生活に大きな影響を与えている。2023年度の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万3千件、そのうち重大事態の発生件数は1,306件となっている。また、小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数は約13万4千人、うち90日以上欠席している児童生徒数は約6万7千人となり、これらの数値はいずれも過去最多を記録し、児童生徒の健やかな成長を促す上で看過できない状況となっている。

こうした中、本県においては、公立学校全てにスクールカウンセラーを配置する目標を掲げ、県内市町と連携して児童生徒や保護者等の心のケアの充実など対策を講じているところである。しかしながら、学校へのスクールカウンセラー等の配置は全国的にも徐々に増加してはいるものの、不登校等の減少にはつながっていない。未配置の学校に加え、現状の配置日数では全ての学校への支援が十分行き届いていない状況にあり、教員以外の専門家による相談体制の一層の充実が求められている。

よって、国におかれては、児童生徒の心のケアをはじめ、保護者、教職員等への支援体制の充実のため、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全小中学校に標準的に配置すべき職として、義務標準法において定数として算定すること。
- 2 スクールカウンセラー等の配置拡充や学校における相談体制の充実のために必要な財源を十分に確保すること。
- 3 スクールカウンセラー等活用事業の国庫補助率の拡充をはじめとした制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

災害ボランティア活動に係る支援制度の充実を求める意見書

近年、気象災害や地震による災害が頻発化、激甚化している中、災害ボランティアの役割はますます重要となっている。

阪神・淡路大震災では延べ 137 万人のボランティアが被災地に駆けつけ、ボランティア元年と言われてから本年で 30 年を迎えたが、この間、東日本大震災や能登半島大地震等の未曾有の災害においても全国から集まったボランティアによる温かい支援の手が差し伸べられた。

被災地の一刻も早い復旧・復興のためには、被災者の生活再建や心に寄り添い続けるボランティアの存在は欠かせないものであるが、活動を行うにあたっては、交通費や宿泊費などの費用負担のほか、活動をするための休暇取得が困難といった課題が指摘されている。

国では、これらの負担を軽減しその活動を社会全体で支えるために、NPO など支援団体の登録制度を創設する方針を示し、今年度先行して導入した交通費の一部補助と合わせ活動に係る実費の支給に向けた検討が行われている。しかしながら、本年 1 月には南海トラフ巨大地震の 30 年以内の発生確率がこれまでの 70～80%から 80%程度に引き上げられるなど、災害へのリスクが高まっている状況にあることから、ボランティア活動を支える一層の支援の充実が求められる。

よって、国におかれては、活動実費の適用範囲や宿泊費、保険なども含めたより手厚い支援制度とし、誰もがボランティア活動をしやすい環境整備を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

「授産品」の用語を行政機関で使用しないことを求める意見書

旧法では授産施設という用語が使用されていたため、障害者が生産した商品を「授産品」と呼んだ。

一方、2006年には障害者自立支援法が新たに施行され、授産施設は就労継続支援事業所と呼び換えられ、同新法のもとで、近年では菓子など一流の有名店に負けない商品や障害者アートが高値で商品として取引される事例も見られ始めている。

しかしながら、これら商品を国や地方公共団体では未だ「授産品」と呼んでいる事例が多い。「授産品」は恵まれない障害者に対して施しとして生活の糧を与えるというイメージの見下すような言葉である。

よって、国におかれては、各種行政機関において「授産品」ではなく、例えば「福産品」（本県姫路市の障害者福祉施設や事業所において、障害者が生産する創造的な商品で、売り手も買い手も幸福にするという意味で使用しようという機運が高まっている。）というような用語を使用することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に 25 歳以上というのは、5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、次の統一地方選までには 34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。

よって、国におかれては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

警察学校における老朽化した施設の整備や空調設備設置の加速化
を求める意見書

警察学校は警察職員を育成し、教育・訓練するための全寮制の施設であり、警察官として必要な知識や技術を習得、規律や心構えを身に付けると同時に「ひと」としての温かさ、他人を思いやる心を学ぶため、生徒たちは日々、一般教養や法学、警察実務や術科等に励んでいる。

こうした警察官として、地域に貢献できる人材を育成するための警察学校の施設の老朽化が全国的に進んでいる。

例えば、兵庫県においては、本館が昭和 50 年に建設され、築 50 年であり、学生寮の一部は昭和 47 年に建設、築 53 年が経過している。

また、地球温暖化の影響もあり、猛暑・酷暑が続く中、道場には空調設備がなく、熱中症等の危険にさらされている。

こうした状況を鑑み、兵庫県警は国に対し、令和 7 年度「警察学校等、建築物定期点検委託費」の要求を行い、機動隊や警察犬訓練所等の各警察施設点検委託費を予算要求する中で、警察学校を最優先としている。

ただ、全国的にみると兵庫県の本館に関しては、全国 63 施設中 37 番目に古く、寮に関しては全国 62 施設中 44 番目に古い状況であり、全国には兵庫県よりも更に古い施設がある。

警察職員が学ぶ環境を改善するための施設等の整備に係る予算を拡充して、全国的に整備を加速化しなければならない。

よって、国におかれては、警察学校における老朽化した施設の建替えや改修の整備、道場等の空調設備の設置の全国的な加速化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

阪神・淡路大震災30年の取組を踏まえた大規模災害対策の更なる
充実を求める意見書

本年は阪神・淡路大震災から30年を迎え、被災地にとって節目の年となる。

世界的規模における気候変動の影響等による風水害の頻発化、大規模化が進み、南海トラフ地震や首都直下地震などの国難レベルの大規模地震の切迫性が指摘されるなど、国を挙げた防災・減災対策の更なる充実強化が喫緊の重要課題となっている。

また、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、インターネット上には膨大な情報やデータが流通している。しかし、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、国として信頼性を確保し、適切な対処が必要である。特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現場での救援活動の阻害や混乱を防ぐためにも偽情報の拡散防止は重要な課題である。

よって、国におかれては、これまでの大規模災害等における課題の検証を基に、下記のことに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 南海トラフ地震や首都直下型地震をはじめ、今後予想される大規模災害に備え、被災自治体の財政的な負担が軽減できるよう、復旧復興に係る事業スキームの見直しや基金を早急に創設し、被災者の救済と実効性のある早期の生活再建、事業再建の支援策を確立すること。
- 2 防災意識や知識の啓発、避難者の把握と管理、被災地の復旧復興など、あらゆる災害対応の局面で正確な情報が確保できるよう、デジタル技術を活用した防災DXを強力に推進すること。
- 3 住宅や上下水道の耐震対策、廃棄物の処理や建物の公費解体などの迅速化、さらには、要配慮者の避難対策や災害関連死を防止するきめ細かな被災者支援の体制整備など、国難レベルの大規模災害に備えた防災減災対策の強化を図ること。
- 4 避難所の生活環境の整備について、海外の先進事例等も参考に、専門的な技術を有するボランティアの組織化や災害発生時の効果的な初動体制を確立すること。また、トイレカー、キッチンカーなどの設備や資機材の確保等、国の主導の下で生活環境の整った避難所の運営体制の整備に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

さらに、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚を諦めてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因にもなっている。

一方で、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して複数回にわたり、選択的夫婦別姓の導入を勧告し、条約の履行状況についての対面審査をはじめ、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めている。

日本経済団体連合会からも、「旧姓を職場で通称として使用する日本独自の制度による弊害が顕在化しており、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象である」として、企業経営の視点からも無視できない重大な課題である」として、選択的夫婦別姓制度の早期導入を政府に提言している。

国民の間にも様々な意見が存在しており、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと、多様な家族の在り方を認める社会制度の実現に向けた議論が必要である。

多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現、基本的人権の尊重、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえ、結婚後の姓を自由に選択できる選択的夫婦別姓制度を導入するための民法改正も含め、積極的な議論を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。